

# 4月中旬から 町内全地区 光回線が利用可能に！

問 政策財政課 情報調整係  
☎42-2275

NTT東日本による光回線の通信工事が3月に完了しました。  
工事了りにより、下記の整備地区でも光回線が利用可能となり、町内全地区で光回線が利用できるようになります。  
※光回線を利用するためには、ご自身で回線事業者を決めて利用申込をする必要があります。

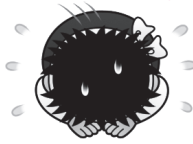
## 整備地区

- ①未整備だった地区  
神山、原口、茂草、札前、荒谷、白神
- ②一部未整備だった地区  
二越、江良、大津、静浦、赤神、館浜

## 光回線利用の申込時期 (右記①、②の地区)

4月中旬頃からです。  
※NTT東日本が、回線事業者（光回線利用の申込受付を委託された事業者）に工事了りのお知らせをしてからになります。

申し込みできる時期がわかり次第、防災行政無線でお知らせします！



## 費用の助成



町では、高度無線環境整備事業の目的である、家庭などのWi-Fi無線局（ルーター）を設置した場合、設置費用と新たに開設した光回線の初期費用を助成していますので、ご活用ください。

### ■助成の対象と金額

町内の方で、Wi-Fi無線局の設置と光回線を開設した次の1、2が対象となります。

#### 対象1

新たにWi-Fi無線局の設置と光回線を開設した場合（現在、光回線を利用していない）  
▽助成金額  
次の①②を合算した額  
（最大3万円）

- ①Wi-Fi無線局設置費用  
上限1万円
- ②光回線開設の初期費用  
上限2万円

#### 対象2

現在、すでに光回線を利用していて、新たにWi-Fi無線局のみ設置する場合  
▽助成金額  
Wi-Fi無線局設置費用  
上限1万円

※Wi-Fi無線局のリースやキャンペーンなどではない場合は、対象にならない場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

### ■申請に必要なもの

▽交付申請書  
（役場・支所で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください）  
▽Wi-Fi無線局（ルーター）の設置、光回線開設にかかった費用が確認できるもの  
（領収書や契約書の写しなど）

### ■提出先

役場または各支所へ提出してください。

## 詐欺まがいの加入勧誘電話にご注意を

光回線の町内全地区の開通に伴い、電話で「NTT東日本ですが、光回線に加入しませんか？」などの加入勧誘が多くなることが予想されます。

しかし、NTT東日本といっても関係事業者ではない場合が多いため、電話勧誘については、その場ですぐ申し込むのではなく、再確認したり、家族や知人に相談してから対応をしてください。

また、最近の流行としてはNTTファイナンスを語って、お金をだまし取られる詐欺も多いため、勧誘の電話にはくれぐれも注意して対応してください。

